

第二回參議院厚生委員會會議錄第十九号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)
午前十時三十五分開会

本日の會議に付した事件

○藥事法案(内閣提出、衆議院送付)

○北陸震災救助対策に関する件

○國家公務員共済組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○理容師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(塚本重蔵君) これより委員會を開会いたします。

藥事法の審議を續行いたします。先ず最初にこの法案につきましても、衆議院に於て、一、二修正が行はれておりますので、修正の分について説明を聴取いたします。

○説明員(中村翁君) 藥事法の衆議院におきまして、修正されました箇所を申し上げます。第六條におきまして「厚生大臣は、藥劑師免許を與えたときは、藥劑師名簿に登録し、藥劑師免許証を交付しなければならぬ。」この第二項におきまして、「前項の免許証は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失ふ。」といふのが原案でございます。

これに對しましては、衆議院の委員會におきまして、醫師法と同様に、一定の事項を届出にするといふことで行つてはどうかという御意見が強くございまして、又關係方面と數次折衝の結果、結局におきまして「前項の免許証は省令の定めるところにより、毎年十

二月三十一日までに、免許を受けた藥劑師の住所を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣の登録による更新を受けなければ、その効力を失ふ。」というやうに改まつたわけであります。原案にございました、厚生大臣の定める手数料を納めるといふのは、とれたわけでございます。尙厚生大臣の登録による更新を受けなければ効力を失ふという趣旨におきまして、でき得る限りこの免許証の交付は簡便な手続によつてやるといふ趣旨におきまして、多少文字は變つたわけでありまして、

次の改正の点でございますが、第十三條の第二項、第三項の具体的科目の上つております全部を削除いたしました。第二項といひまして「藥劑師國家試験は、省令の定めるところにより、國家試験として具有すべき知識及び技能について、これを行ふ。」從來の第四項、「學說試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。」は第三項になります。かように改正せられました趣旨は、國家試験の科目を法律におきまして、はつきり明示すること、却つて実情に副わないものであるといふやうな御意見でございました。

次に、飛びまして一番最後の七十五條の次に、一番最後に、新しく只今から申し上げます規定が入りました。「第七十六條旧法の規定により、藥劑師免許を受けることができる者であつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日までに、免許を受けることができない者、又は旧法の規定により、

單に未成年であるの故を以て、藥劑師免許を受けることができなかった者で、この法律施行の後、成年に達した者に対しては、第三條第二項の規定にかゝらず、厚生大臣は藥劑師免許を與えることができる。」これを御説明いたしますと、前段の「やむを得ない理由により、藥劑師免許を受けることができなかった者」と申しますと、例へば藥學專門學校を出まして、外地に行つておりました、まだ引揚をして参らない者、今後引揚げて來られるやうな人々、やむを得ない理由によりまして、只今免許を受けるというわけに参らないわけでございますから、今後さうな引揚關係の藥劑師の資格のある人に対しては、この規定によりまして國家試験を受けなくとも免許を與えることができるわけでございます。

後段の規定は、現行法におきましても、二十年未満の者には藥劑師の免許を與えることができないのでございまして、併し藥學の大學又は專門學校を出ておりました、現在としてはその方面の知識としての資格がある、或いは藥劑師試験を通過しております、そして年齢さへ二十年になりましたれば、いつでも藥劑師免許を與えることができる、他の條件は満ちておる、かような人があるわけでありまして、当初政府におきましては、かような人は極く少數であらうという考えの下に、この規定を入れることを落しておつたわけでございます、その後非常に本年の藥學專門學校卒業生中には、相当多數の未成年

者があるということが分りましたので、この規定によりまして、今後新法になりましたも、すでにかような資格のあります人は、國家試験を受けなくとも、即ち第三條第二項の規定は國家試験に合格した者でなければ免許を與えないのであります、國家試験を受けなくとも、成年に達しましたら藥劑師免許を與えることができる、というふうになつたのでございまして、これによりまして不均衡と申しますか、これを是正することができると存じます。

○草葉圖君 只今の藥事法の第六條、衆議院の修正も、それから最初の案も同様であります、更新を受けなければその効力を失ふ。藥劑師の免許はその手続をしなければ効力を失ふべきものか、むしろその身分に附いておるものではないか。單に手続をとらなかつたために、その持つておる技術的資格を失ふといふことは、私共どうしても不可解であります。殊に藥劑師がいろ／＼と処分を受けた、第五條によつて、處罰を受けた場合に、その處罰はいろ／＼ありましようが、或る期間業務停止等によつて、例へば十一月に業務停止を受けて、その期間が六ヶ月とする場合においては、ここで言ふ期間内にその手続ができない、業務停止の処罰を受けておるから、開局をしておらないその期間中に届を出さなければならぬ。届を出さなければ藥劑師としての資格を失ふ、こういうことに相成るのであります、これは根本的に

その効力を失ふ、免許証も効力を失ふといふことはどういふ意味であるか。その点伺いたい。

○説明員(中村翁君) 只今の点にお答えいたします。藥劑師の免許は、第六條の一項によりまして、何と申しますか終身免許と申しましうか、免許自体の効力は變らないのであります。藥劑師の免許を與えたときは、藥劑師免許証を交付する、免許と免許証を區別して考へて頂きたいと思ふのであります。免許証は藥劑師免許を受けました者の一應の公証力といふやうに解釈をいたしておるのでございます。免許自体は終身、特別の免許の取消といふやうなことがなければ變りません。毎年更新いたしますのは、その一應藥劑師たる公証力を示す免許証でございます。尙藥局開設その他におきましますいろいろな行政処分と、この藥劑師たる身分の一應の公証力である免許証といふものは區別いたしました、そして藥劑師免許に變りがなければ、免許証の方は毎年更新して参りたい、かように考へておるわけでありまして。尙この更新を受けなければ如何なる不便があるかと申しますと、本藥事法におきましても、藥劑師に對します例へば藥品の取扱等につきましては、特別に便宜な規定を置いてございまして、或いは醫藥品の製造業等につきましても、専任藥劑師を置くといふやうな規定がございまして、藥劑師は一應本年も依然として有効な免許証を與えられておる藥劑師といふことの一應の公証

力といたしまして、この免許証が相当の場合におきましては物を言うわけでございます。さような意味にとり願います。

○草葉隆國君 只今の御答弁では私はどうしても理解に苦しむわけでありまして。免許というものが対外的な現れとして表現される場合には免許証ではないか。免許を與えておるから免許証はどうでもよいことにはならないものであります。免許という本質的なものが、それが表現の形式になつたときには、免許証という形になるのではないかと。そうすると免許証がどうでもよかつたら、免許というものは台帳に登録しておるだけであります。従つて免許証の許可ということが対外的な効力を有する場合においては物を言うて来るのである。そうでなかつたら、免許証というものは出す必要はない、いつでも常に台帳の免許によつて方法を講じたらよいのである。それを對外的な方法として、表現の形においての効力としての免許証というものが現れて来る。従つて医師法等においても同様である。医師法等においても届出だけでよいのであつて、その届出を年々して、只今のお話のような第二の点については、何ら届出だけで差支ないものである。それを更新しなければならん本質的な理由はない。届出によつて開局してある、或いは医薬製造をしてある、或いは医薬品の販賣をしてあるというやうなことをしておつて、何ら差支えないので、免許証を年々に届出しないことによつて効力を失ふということとは、現実的に藥劑師が免許の本質的な問題を、これを実行し得る方法がないことになりはしないか。免許を持つて

おつても、免許証がなかつたら活動ができませんことになりまして。免許証があつて免許がなくてもよいのか、この点を伺います。

○説明員(中村翁吉) 先程の私の説明がまずかつたと存じますが、草場委員のお説の通り、免許と免許証は異なりまして、免許証は免許を受けておるというこの外部に對する公証力を持つておる形式的な、さような要件を一應免許証を持つておれば、それによつてはつきりさせ、若し有効な公証力を受けた免許証を持たない場合におきましては、他の方法によりまして、現在藥劑師の免許を受けておる、藥劑師であるということ、その人みづから証さなければいけないのでございます。かように解釈をいたしておるわけでございます。

○草葉隆國君 そうすると、「その効力を失ふ」というのは、免許証によつて、免許というものを對外的に実証する唯一の政府が法律を以て決める方法である、免許証がなくなつてもよいといふという問題になるのか、免許証がなくなつたら藥劑師としても藥劑師たる活動ができないことになりはしないか。對外的なもの、それを証する方法がなくなる。免許証がなくなつても、その手續をしないでも、必要なときには免許による藥劑師名簿の登録によつて照会し、その写しを持つておつたらよいということである。それが免許証と同様の効力を有するのであるという只今の御答弁はさういふやうに聞えましたが、さうすると年々免許証更新の手續をする必要はなく、これによると更新しなければその免許証の効力を失ふ、只今の御説明によると、免許証は假に更新を

しなくともよい、免許というものが厚生大臣の定めた方法によつて厚生省に藥劑師名簿の登録をされておるから、必要となるときにはその登録の写しを持つて要する、さうな藥劑師としての藥品の仕事をなさることは差支ないという御意見であるか、その点を一つ伺いたす。

○説明員(中村翁吉) 有効なる免許証がない場合におきましては、只今草場委員のお説の通り、藥劑師名簿に登録されておるというものを照会いたしまして、その登録されていることが間違ないという証書を持つて示せば、それによつてはつきり証力は出てくるわけでありまして、併しながらやうな手續におきましては、相當の期間と面倒を要するわけでありまして。実はこの免許証制度を採りましたことは、この藥事法におきまして、相當關係の條文がございまして、藥劑師がこの公証力を直ぐに示すことが必要な場合が随分多からうと思ふのであります。例えば毒藥、劇藥を賣ります場合に、藥劑師であることの提示を求めることがあります。藥劑師であるという場合に、おきましては、免許証を持つておる管でございまして、提示を求められた場合におきまして、公証力ある免許証を示せば問題はない、かような非常な便宜な方法といたしまして、この免許証を而も毎年新しい免許証を持つておるといふことが、藥劑師の活動に必要なのではないかと。併し只今おつしやいました通りいふと、なればさういふ照会をするというやうな別の方法によりまして、公証されるということもそれは理論としては結構だと思ひます。實際の場合におきましては、免許

証の更新を受ける方法によらなければ實際の活動ができないのではないかと。思ひます。醫師、齒科醫師等と藥劑師の業務というものは多少變つておりますので、かような一定の公証力を持つて、このことによりまして、十分な活動を期待しているという趣旨におきまして、醫師法、齒科醫師法とは取扱を異にしているのではありません。

○草葉隆國君 そうしますと、更にこの点について御質問申上げて置きますが、只今の御答弁によりまして、藥劑師の免許というものは消えない。消えないがただ便宜な方法のためにそれを表現する形式の一つとして年々十二月三十一日までに免許証の更新をしなればならない。その更新はそのときまでに手續をしないといふ効力を失ふので、その免許証は一年間の今まで貰つたものが更新をしないことによつて効力を失ふ。免許そのものが効力を失ふから従つて効力を失つても必要な場合、厚生大臣に照会して更に免許証を取り得る、従つて假にその間いろいろの事情のために、病氣或いは停止その他の事情のために更新をしなかつた、その免許証の効力を失つても、免許そのものには差支ないから、改めて厚生大臣に對して免許の証明を得る方法をして仕事をし行つたら差支ない、この解釈をすることになりはしないか、それで差支ございませんか。

○政府委員(久下勝次君) さように御了解を願つてよろしいと思ひます。ただ免許証の効力ということについてお話をしておつたかも知れませんが、中座いたしておりました失礼いたしました。免許証の効力という意味は、免許

のあつたということを公証する効力、さういふ公証力をいうものというやうに御了解願ひたいと思ひます。

○中平常太郎君 草場委員が数次に亘つて質問になりましたことに對して御答弁があつたのでありますけれども、どうも聞いておつても要領を得ないのではありません。私はここに一つお伺ひしたいと思ふのは、一年一年更新する目的というものがつきりしない、ただ便宜上免許証を出して藥劑師の便宜のためにこれを供與するといふ程度のものであるならば、それは効力を失ふという字が強過ぎると思ひます。私はこの一年一年に更新するといふのは、その一年間に罰金以上の刑に處せられた者とか、或いは法律違反のあつた者とか、或いは精神病者になつた場合とか、その外、不適格者になつた者は、即ち免許証を一回出して、それがいつまでもあつては悪用される虞れがあるから、毎年更新するならば、一年の間の大掃除ができる、いわゆる不適格者を掃除する上において、適格者のみが残り得る、裁きができるものとして一年一年更新されるものであらうと思ふのであります。さういふ目的を持つていないのかどうかということ、さういふ目的の下にやつておられるか否やという問題と、一つは、免許証がなくなつたならば、藥劑師の効果を發揮しないか、資格の上に、それを失はなかつたならば、一切藥劑師たる業務はできないか、この問題です。できないならば、試験を受けて藥劑師になつておる者が、一度誤つて十二月三十一日までに出さねばならんところの更新届を、病氣或いは旅行その他何かの關係で、自分が十二月三十一日までに出し得なかつた

場合に、一月、二月になつてこれを出して、それがやはり主務省の方で取つてくれるのであるかどうか、正当の理由があつたならば、延期の場合でも更新の手續を取るのかどうか。飽くまで取らんというならば、その翌年一年は十二月三十一日までの間は營業停止、いわゆる活動停止になるのかどうか、一月でも二月でもこれを更新する願を出したら、直ちに免許証が来るのかどうか、この点を一つ伺いたい。

○政府委員(久下勝次) 先ず御質問の第一点でございますが、不適格者の排除ということをご尋ねの方法によつてやるのかというお尋ねのように拜承したのであります。私共の考えといたしましては、不適格者の排除につきましては、別の條文による行政處分の方法がございまして、事故が起きましてたときに十分調査をいたしまして、それとして行政處分の方法によりまして不適格者の排除をいたしたいと思つておるのでございます。ただ十二月三十一日まで毎年これを更新するということによりまして、強いて申し上げますならば、これは飽くまでも免許があつたということの公けの証明をする書類でございまして、この更新をして持つておるということ自身によつて、その翌年いづれな取引をいたします際に、必要に應じてこれを出しまして、相手方は、少くともこの人が何の問題なく昨年を過して來ておるのだ、新しい免許証をいつも持つておられるということによりまして、相手方の信用といひますか、免許証の公証力といふものがはつきりすることによりまして、取引の相手方を安心させる意味にもなるのではないかと、さういふ意味に

おきまして、不適格者として排除されなかつたという消極的な効果はあるものと考へておる次第であります。第二点のお尋ねの、免許証が効力を失へば藥劑師の業務ができないかどうかという点でございますが、これは免許証といふものは、先程からよく申し上げておりますように、公証力に過ぎませんので、これがないからと言つて、藥劑師の業務はできなくなるというふうには解釈しておらないのでございまして、ただ藥劑師といつておりながら、その公証力を持つておるものの免許証を持つておらないということによつて、相手方がこれを信用しないというふうなことはあり得ると思ひます。法律上効力のない免許証を持つておるが故に、そのみを以て直ちに業務ができないうふうには解釈いたしておらないのでございまして、

それから時期が過ぎましたので更新についてのお尋ねでございますが、勿論正当な理由によりまして遅れました場合、不当な事由によりまして、適当な手数料、手数料と申しますのは如何かと思ひますが、適当な方法によつて十分これを了解し得るならば、期間が過れても差支ない、飽くまで免許があつたといふことの証明であります。尙御質問に對して少し附加して申し上げて置いた方がよろしいと思ひますが、十二月三十一日にこれを更新をいたすことにいたしました理由は、ただ単に便宜といふことではないのでありまして、私共といたしましては、常に毎年藥劑師からかような手續を取つて貰うことによりまして、藥劑師の實態を把握をいたしたいというのが、この規定を設けました主眼でございます。ただ

それならばそれでもよろしいのであります。外の方法があるのでございまして、免許証の公証力をなくすというふうな方法を取ることにしまして、藥劑師のさういふ実態把握をいたしますための一種の届出のやうなことが励行されるのではないかと、これを、実はかような規定によつて期待いたしております。

○井上なつゑ君 総合的なお尋ねになつて申すまいませんが、この藥事法ができました、衛生材料から醫藥品から全部統制されるというお話でございまして、さういふことで、かねて望んでおります妊産婦の脱脂綿の配給とか、醫藥関係者に対する醫藥品、衛生材料の配給と申しますか、ああいうふうなものをもつと円滑になつて、十分になつて参りますのでございまして、その点を承りたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次) 本藥事法の當然の效果としては、さういふことが直ぐ様出て來るとは申せないとはいへませんが、ただこの新しい法案といたしまして狙つておられます根本の考え方は、できるだけ企業を尊重いたしまして、さうして而も安心のできる醫藥品、衛生材料の生産を期待いたしておりますので、さういふ意味合におきまして生産も復興する、その結果によつて配給の方がうまく行くといふやうなことを期待しておるわけでございます。尙配給そのものは本法律案によるものではございませんで、別の配給規則がございまして、それによつて実施をいたしたいと思つております。

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始め

厚生大臣が出席になりました。機会に、昨日突如北陸に起りました震災によつて、福井市の大半が震災並びに火災を被つて壊滅に類したといふことを報道せられておるのであります。これに對しまして、政府当局、厚生省におきましては、これが救助の対策についで、當然至急に適切な処置を講ぜられなければならぬと思ひます。この機会に政府の所信、方針等を伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(竹田儀一君) 昨日午後五時十四分頃に福井縣、石川縣に亘つて相當な震災があつたのであります。その状況を大体申しますと、福井縣下におきましては福井市、吉田郡、坂井郡、足羽郡が殆んど全滅といふ状況であります。被害戸数は約六万、罹災人員二十万六千人といふこととあります。が、閣議に報告を聞きますと三十万に及ぶだらうといふこととあります。他に相當な被害があるようであります。が、電線が殆んど不通でありまして判然いたしておりません。石川縣におきましては、主として石川縣南部でありまして、塩屋村が約三百六十戸、瀬越村が約百戸倒壊しております。兩村とも戸数の八割が倒壊しておるわけでありまして、三木村が約五百戸、倒壊戸数は三木村の六割に及んでおります。大聖寺町、これは私の郷里であります。が、約三千戸の數に及び、全壊二百戸、半壊千五百戸、死者七名、負傷者五名といふことが只今判明いたしております。南郷村は死者一名、行方不明八名といふことになつております。

交通の被害は、北陸線森田、福井間で旅客列車が轉覆いたしましたので、旅客に相當の被害があつたのであります。その他貨物列車の轉覆、鐵道線路の破損、鰯江、動橋間及び寺井、美川間にあるのであります。相當の鐵道被害があるようであります。尙、牛谷、大聖寺間の牛谷トンネルが崩壊いたしましたので、ちよつと見込が立たないといふこととあります。

以上が概況であります。これに對しまして厚生省としてとりました措置について各位に御報告申し上げて御了承を得て置きたいと思ひます。厚生省におきましては、次官、局長以下直ちに昨夜參集いたしました。情報、蒐集に努めますと共に、これが対策を協議いたしまして取敢ず左の措置をとつたのであります。

厚生省に災害救助連絡室を急設いたしました。他に次官を中心とした救助対策本部を設けまして應急救助態勢を整備いたしました。被害府縣の状況を調査並びに救助対策連絡のため、昨二十八日午後四時四十五分上野、社會、予防兩局より係官を現地に急派せしめました。被害関係府縣知事に對しまして、應急救助の遺憾のないよう激勵いたしますと共に、所要の指示を厚生次官より打電いたしました。特殊病院四ヶ所、療養所二ヶ所に対し、直ちに救護班を編成いたし罹災現地に派遣するよう電話で指示いたしました。日本赤十字本社、ララ委員會の關係諸團體に連絡をいたしまして、積極的協力を要請いたしました。災害情報入手と共に直ちにGHQに電話をいたして被害概況を連絡し、更に午後一時半、次官他二名がGHQにサムス准將を訪問し、

その後の情報報告すると共に、協力方を懇請いたしました。尙調査委員、連絡委員の具体的な報告を待ちまして、必要に應じ中央災害救助対策協議会に諮りまして、救助その他緊急措置に要する物資施設等の調達、輸送等の手配をとるよう準備中であります。

尙中央災害救助対策協議会につきましては、午前の閣議で、本日正午から、会長が總理大臣であります、副会長が不肖厚生大臣がなっておりますので、總理大臣は何か所用があるようで、正午から私が中心になつて直ちに局員會議を開きまして、その対策について協議をすることになりました。

尙今日の會議で葛西次官を現地におきまして相當の権限をもちまして臨機應變の処置を講ずるやうにいたしました。葛西次官を中心とし、更に各關係省から二三名の事務官を派遣させまして、今日は班を一つ殖やしまして今夜急派することにいたしました。

尙GHQの公衆衛生福祉部におきまして、罹災縣に對し昨二十八日食糧品、醫療品等の救援物資を急送する等の措置を講じ、更に必要な手配を進められておるやうであります。

日本赤十字社においては救護のため、救護班、二ヶ班を編成、本二十九日七時四十分上野發の列車で福井、石川兩縣の罹災地に向け急行せしめた次第であります。

尙隣接縣地方からも救護班二ヶ班乃至四ヶ班が罹災地に向つて緊急救援に向つたやうに聞いております。

更にチブスワクチン二万五千CC、発疹チブスワクチン二万五千CC、破傷風血清五千CC、ダイヤジン、ブルファアゾール錠劑を相當數現地に急

送方現地軍政部より要請がありまして、直ちに発送の手續をいたした次第でございます。

今日まで取敢ず執りましたところを御報告申し上げ、更に今日正午から寄りました、それ〴〵遺憾のない手配をいたすつもりであります。簡単ながら御報告申し上げます。

〇委員長(塚本重蔵君) ちよつとお伺いしますが、福井その他近傍における災害救助法に基く諸般のものの準備等がどの程度にできておつたか、事前に厚生省にお分りになつておりますか。

〇國務大臣(竹田儀一君) 食糧、主食の問題は、今朝石川縣知事とは連絡がとれまして、主食につきましては石川縣に相當の備蓄があるやうであります。心配なからうということでありませう。尙石川縣並びに福井縣に對する措置でありますから、食糧については取

敢ずの処置は執り得ると思つております。その他緊急の醫藥品の救援物資につきましては、只今申上げましたやうに早速手配をいたしておりますから、運輸大臣とも話をいたしまして、貨物を直ぐとりましてあちらの方に急送いたします。尙詳細のことは今日の正午に關係各縣からそれ〴〵關係者が寄ることになつております。できるだけ緊急の処置を講じたいと思ひます。

〇眞藤隆國君 北陸に突発した大災害は誠に我々災害救助法を議決しました厚生委員としましては、殊に衷心より御同情に堪えない次第であります。只今厚生大臣から自分の郷里だというお話を承つて尙更その感を深くする次第であります。で災害救助法が実施されましてから、第回のこの大きい救助

があの法律によつてどう正しく速かに運営されるかということとは、我々の最も期待するところでありますから、実は從來かような災害の場合には、我々が強く遺憾といたしております点は政府或いは本省から参ります度には〴〵報告書を作らせまして、從つてそのために殆んど救助の手薄になるという弊害を今回はどうぞ一つ打開して頂く。そうして只今承りますると早速今晩葛西次官を中心にしたメンバーが現地に行つて相當の権限を以てやるということ、これが一番大事だと思ふのであります。思い切つた権限を持たして現地に即應した方法をおやり願ひたいと思ひますが、今の御報告に

よりまずとこの大災害は最初の一週間が一番大事だと、併しその救護という点においては、或いは赤十字から二個班、或いはこちらの方から四個班というやうな程度では三十万の罹災者に対する万全な方策はなか〴〵困難ではないか。もつと思ひ切つた現地の状況に應じた方法を速かに立てになりまして、そうして災害救助法が十分落度なく実施されますやうにお願いを申上げて止まない次第であります。從來の災害におきましては、先程申上げます通りに、施策とか調査とかいうことを日をとりながら、實際の救助ということからは政府としてはなか〴〵離れておる状態であります。どうぞ災害直後の一週間に全力を注がれまして、罹災面に対する十分な方法を講じられまして、よりこの機会に特別お願い申し上げます。

〇國務大臣(竹田儀一君) 草葉さんの御意見御尤もでありまして、草葉さんのおつしやるやうな点がやはり閣議で

は心配の中心でありまして、一々書類等を中央に持つて歸つて相談をすることではない。これは相當な権限を持ちまして現地で、その場であらゆる問題を解決するやうにしたいと、こういう氣持で葛西次官を派遣することにいたしましたのであります。その趣旨に副うてこの処置をとつておりますから、その点御了承願ひます。

〇中平常太郎君 實際不幸なでき事ができまして、この厚生委員会といたしましては災害救助法を決定いたしました。その感概が深いのであります。特に

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

大臣の話では大阪から、台数は忘れましてけれども相當なトラックを出してゐるということでありませう。御承知の通り牛谷トンネルが崩壊いたしました。福井、石川の兩縣の交通が杜絶する、運輸省では大聖寺から塩屋の方へ小さなボート船を出しまして、塩屋から三國港の方へ船で連絡をする、こういうことになりました。仰せの通りトラックと海上の連絡ということに運輸省の方でやつておるやうであります。尙十二時に参りましたら詳しいその後の状況が分ると思ひますが、十分仰せの通りいたしたいと思ひます。

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

もう一つは住宅であります。緊急住宅が実に困つております。崩壊しております。少し隙がありますれば自分の家を多少直して食事のできるくらいにする。焼けていなければ、その家庭々々では自分の家を放つておくこととはない。避難にかゝるということもありませう。成るべく自分の家で飯を食つて行きます。崩壊しても焼けな

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

〇中平常太郎君 相當手段をとられておるやうであります。運輸大臣もあ

住宅問題が大變なことであります。その附近に居るところがない筈であります。だからそれをトラックで可なり遠方まで搬送して行かなければ、到底その急に應ずることができないと思ひます。外の問題でありましたら、水害等なら高いところに行つたらいいのです。が、高いところも低いところもみんなやられてゐるから、これは遠方へ持つて行かなければならぬ。トラックをすつかり動員しなければならぬ。緊急住宅に對して十分な手を打つて貰ひたい。

これは一般通念になつておりますが、こういう突発事件に厚生委員としては災害救助法案を可決した責任上、これは國家の責任でありますけれども、我々もその意味において殊に痛感するのであります。この委員会におきまして、調査班というやうなものを直ちに組織されて、数名の者でも國會を代表して厚生委員会の方から出られるというやうなことをお考えになつちやどうかと思ひます。この委員長並びに各位に御相談申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) 宮城委員。

○宮城タマヨ君 今、厚生委員の中から派遣するといふお話がございましたが、私は今本會議に参りました五人の議員を派遣するといふ、それは議長一任といふことになつたのでございまして、五人の中にせめて一人女の人を派遣して頂きたい。それは乳幼児、妊産婦の状態、保護、いろ／＼な点でそうお願いしたいと思つて参りました次第でございます。

○委員長(塚本重蔵君) ちよつと皆さ

んに申し上げますが、こういうことは大體議論を抜きにして早く実行に移して行きたいと思ひます。大體としての報告も聞きましたし、政府のこれから先き行われようとしてゐる大體の方針も了承することができたと思ひます。で、この程度にいたしまして、大體政府を信頼するといふことで……

○委員長(塚本重蔵君) 午後でも赤十字のやり方一つ責任者が來て一通り報告を聞きたいと思ひます。初めて今度赤十字といふものが新たに法律によつて中心の救助体ができた。

○委員長(塚本重蔵君) 今草葉委員の仰せにつきましては後刻連絡をとりまして何かの方法を講じたいと思ひます。それから宮城委員のお話の点、これより直ちに、指名が終りましたかどうか知りませんが、指名がまだあります。したら、私の方から手續をいたします。

○河崎ナツ君 厚生大臣がおいでになります。今厚生省としてあちらの方、福井の醫藥品につきまして御準備をなさつてゐることを伺つて安心したのであります。その中に、前に東京の大震災のときにぶつかりましたが、あの驚きで以て実は女の人乳が出なくなりました。あのときさういふことを今まで考えたことはありません。婦人團體がその問題にぶつかりまして、そのためにみんな婦人が結集いたしました。アメリカから貰つた粉乳、前のアメリカの経験から直ぐお送り下さいまして、それを配りました。自分が直面いたしましたのであります。そういう方面の粉乳のことについては是非御考慮下さいませうに……

○國務大臣(竹田儀一君) 承知いたした。ました。

○委員長(塚本重蔵君) それでは各委員から要望のあつたことであります。から政府におきましては、万遺憾なく諸般の準備を整えられまして、善処せられることを希望いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 藥事法案につきましてもまだ質疑がありますか。

○草葉隆圓君 第二十五條の「藥局で調劑した処方せんを、調劑した日から二年間、保存しなければならぬ」とあるが、これは処方せんを保存する場合においては、処方せんの有効期間後に保存するの、併し患者は必ずしも同一藥局には行かないと思ひます。別の藥局に行つた場合にはどういふ方法を取るのか。

○政府委員(久下勝次君) 二十五條の趣旨は、御指摘のように、処方せんそのものを保存いたさなければならぬといふふうになつております。さうな場合におきましては、他の藥局に移動をいたしますためには、処方せんを又別に貰わなくてはならないといふふうに解しております。

○草葉隆圓君 これらの問題が從來医師會並びに藥劑師會の方で議論されておりましたが、私は純然たる國民としての立場から政府の御答弁をはつきり願ひたいと思ひます。現在に通念として、処方せんを貰ひます場合は料金が要る。而も國民健康保險法等によりましますと、大體五點の点数であつたと思ひます。そうすると一点單位が六圓といひます。現在におきましても、三十圓であります。そうしますと、仮に処方せんを貰つて、それを藥

劑師のところに持つて行くと取られる。又次のところに行つて明日貰おうと思ふと又取られる。毎日々々三十圓拂うといふ行き方をやつて行かなければならぬし、又毎日でなくとも、或いは四日なり、一週間なりの後に、そういう方法を取らなければいけないことは、醫療を受けるものとしては、誠に大きい負担じゃないか。私はこれを解決いたしますに、むしろ処方せんを調劑した日から二年間、それは処方せんの有効期間中は本人に與えて、有効期間が満了してから藥局に保管するといふ意味に解し得るのじゃないか。但しその期間中に藥局の異なつた場合はどうするかといふ問題が起るわけであり

ます。そういう意味からしまして、私は第二十二條の問題でも、藥師自ら調劑する、「自ら」といふ意味はどういふ意味であるか、これははつきり「自ら」といふのは自分で調劑しなければならぬといふ意味になるのか、自ら手に取つて調劑の責任を負ふといふ意味になるのか。仮に藥師自ら手に取つて、藥罐から藥を入れた、袋に包むといふことになりますると、一方患者を待たしておいて、さうして患者がそのために多大の時間を待つといふことにおける負担を多く感ずるわけであり

ます。兩方とも私國民の立場から考へると、その点をはつきりして一つ御答弁を願ひたい。國民がその辺助かるような、便宜を得るような方法の行き方の法案でなくやらないと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 御指摘の点は御尤もに考へておるのであります。が、第二十五條のように、処方せん保存をいたしますようにいたさなければならぬといふことにはいたした趣旨は、

後日その調劑に關していろ／＼問題が起きました場合、証拠書類として保存をして頂くのであります。その意味合におきまして、写しを保存したりなんかいたしますのでは、本條の目的を達し得ないと思ひます。ただお話を通りの有効期間内に藥局の變りま

す場合におきまして、二重に処方せん料を拂うといふことは、確に一般の國民に對して不便であり、不經濟であると考へるのであります。その問題につきましましては、若し止むを得ず、さうな有効期間内に藥局を變えなければならぬといふ場合におきましては、せいぜい紙代ぐらゐの極めて安い料金を以て醫師から同じものを二枚発行するといふふうな方法によりまして解決をいたしたいと思つておるのであります。

併せて第二十二條の醫師の調劑する場合に「自ら」といふことについてのお話でございまして。この点は、二十五條について申し上げましたと同様に、藥品の調劑といふことが極めて重要な問題でありまして、特別な技能と知識を持つておられます。ここに掲げました藥劑師、齒科醫師、獸醫師その以外のものに調劑の本体を認めるということ

は、理論的にも、實際的にも弊害があると考へまして、飽くまでも調劑の本質は、醫師がやる場合には醫師自ら自分で手を着ける場合といふふうに頂きたいと思つておるのであります。勿論調劑にはいろいろ附隨的な仕事もございします。さうな面ににおきまして、看護婦等を手傳わさせることは差支ないと思ひます。が、調劑そのものの本質、どの藥をどれだけ混ぜるといふことについては、どこまでも醫師自らこれをやることといたしたいと思つ

ておるであります。

○委員長(塚本重蔵君)　ちよつと私から関連して。今草葉委員の質問のあつた点ですが、第二十五條の質問並びにその答弁を伺つておりますと、それはこういうふうなふうにするばいいのじやありませんか。即ち「藥局開設者は、当該藥局で調劑した処方せん又はその寫しを……」ということにすれば、発行せられた処方せんは本人がいづも所持しておる、藥局は調劑した都度寫しを取つておくということにすれば、あらゆる問題が解決するのではないか、にう考えるのですが、そういうことをお考へになりましたかどうか。それから二二二條の処方せんの発行せられたこれまでの実績は、どういう状態であるか、お分りになつておりましたらお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 第二十五條の処方せんの下に「その写し」という言葉を入れますことにつきましては、醫藥制度調査会におきましても、本案審議の際に、さような御意見が出ておりましたのでございます。先刻申上げました通り、本條は飽くまでも処方せんそのものによつていろ／＼後日問題が起きました場合はつきりした証拠を残すことが目的でございますので、若しその写しでありますると、さような意味合における証拠力がなくなります。私共としては迷惑な点かと思ひます。それによつて問題が解決するものではないと思つております次第であります。

次に処方せんを発行した従来の状況はどうかというお話でございますが、全般的にはつきりした数字を擲んでお

らないのでございますが、今日までの状況におきましては、醫師が処方せんを発行しております場合は僅少でありまして、その辺が醫師法の処方せん発行の規定を論議いたします際にも、大分問題になりました点でございました。東京都の或る薬局で聞いた程度の極く部分的な話でございますが、一日に五、六枚ぐらいきり扱つておらないというようなお話でございました。いづれにいたしましても全般的には処方せんの発行は、現状におきましてはまだ非常に数が少いという漠然とした御返事を申上げる以外にないのでございます。

「委員長退席、理事今泉政博君委員長席に着く」

○草葉隆國君　只今の答弁によりますと、第二十五條の処方せんの問題はかかのように解釈していいのか、同一薬局において処方せんを持つて來た患者に對して最初処方せんを預かつて、その後或る期間中は同一処方せんによつて調劑してやる、それから薬局が變る場合患者が變える場合においては、醫師の方へ更に第二回の処方せんを受けるときには、具体的に大體どのくらいの程度で第二回の処方せんを出されようというとか。仮に先程私は具体的に國民健康保險の場合は一点か五点にしてあるのを、或いはどういう方法でやられようとするのか。これによつて今後処方せん主義を大きく奨励しようとして行く場合に置きましては大きい問題になります。

それからもう一つ、第二十二條の問題は、「自ら調劑」というのは自ら手を下して調劑するという意味ではなく、自からの責任においての調劑と解して

いいのか、そうしないと患者は大變困ると思います。随分の不便を感じる。自らの責任においてと解釈していいのか。

○政府委員(久下勝次君) お尋ねの第一点でございしまするが、黒者が予めその有効期間内に薬局の變りますことがありますが想せられますような場合、予想せられなくとも或いは途中で變らざるを得ないようなふうになつた場合の、有効期間内における同じ処方せんの発行ということにつきましては、まだ具體的な数字は決めておるのではないのであります。が、大体の考を方といたしましては、処方せんそのものの料金といつては、処方せんそのものの料金といつては、

ものが、紙代及び手数料の外に、いわゆる技術料という部分が相当多いと思うのであります。この技術料の部分だけは、私共としては当然さような場合には取る必要はないのでありまして、紙代と手数料ぐらいの、いわゆるサンプスとしてできるだけ安い料金で発行して頂くように醫師の方面にお願したいと思っております。

第二点のお尋ねに、「自ら調劑」というのは、自らの責任においてと解してよろしいかというお尋ねであります。先程から申上げておりますように、調劑の重要性に鑑みまして、本質的な調劑の業務は自分でやる、多少の不便でありましても、これは國民の保険衛生のために止むを得ないことであります。私は思つております。

○小杉伊子君 第二條の第二項でござ
います。調劑及び交付に関する実務を
行う者であつて、厚生大臣の免許を受
けたものをいう。」こう書いてござい
ます。そうして藥劑師の學說試験を受け
んとする者は十四條の第一に、「大學に

おいて、藥學の正規の課程を修めて卒業した者」、こう書いてございますが、それから一つ飛びまして、草葉委員と重複いたすかも知れませんが、私共はこの醫者が処方するというこんな結構なことではないと思いますが、醫者が自分みみずから調劑をするということではなくて、処方せんを出したり、人にさせたたりするということは、ここで資格があるというのを厚生大臣はこれを認めておるのであります。これが藥劑師の免許がある者であつたならば結構なことと思いますが、この醫師だけは調劑ではなくて、処方せんを出して、もいい、調劑してもいいということはこの中に大きな私は矛盾を感じるのですが、この点を一つ説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員（久下勝次君） お尋ねの点

は多分に根本的な制度の建前の問題に
関連をすることと思うのであります。
實際問題といたしまして、醫師も本
醫學の課程におきまして、調劑に關
する藥理學その他の調劑について必要
素養は修めておるわけでございます。
それ故に又第二十二條におきまして
調劑權を與えておるのでございます。
ただ本來藥劑師制度というものが設
けられて、藥劑師が調劑という主たる
任務を行つために、而もその方面の專
門の技能を修得することを要件として
かような制度が生れておりますので、
その意味におきまして、又醫療制度
の全面的な考え方から申しまして
も、理想としては藥劑師が調劑し、醫
師が調劑をしないで行くということは、
將來の形としてはよろしいのではない
かというような制度の根本的な考え方
に基きまして、藥劑師の制度を認め、

更に藥劑師だけが原則として調劑ができるようにいたしておるのであります。その例外として醫師、齒科醫師、獸醫師の調劑權が認められており、醫師、獸醫師はまだ藥劑師程度ではないといいたしましたが、少くとも調劑に關する必要な技術或いは知識なりを、醫學の教育の課程において學んでおりますのが故に認めておるわけでございます。

○中平常太郎君 第二十二條であります

すが、又は藥劑師に調劑させる場合は、とありまして、「この限りでない。」と極めてあります。藥劑師の中に書く必要はどこにあるかと思ひます。「藥劑師でない者は、販賣又は授與の目的で調劑してはならない。」「これは原則であります。「但し、醫師、齒科醫師又は獸醫師が自己の処方せんににより自ら調劑することは、この限りでない。」というところでよかつた筈だと思ひますが、そこでその上に又「自己の処方せんににより自ら調劑し、又は藥劑師に調劑させる場合は、この限りでない。」とありますが、藥劑師にその上に「自己の処方せんににより」と書いてある以上は、自己の処方せんによつてやるが、藥劑師の方はこの限りでないのでありますが、処方せんによつて、藥劑師が、することはその前の二十條にも二十一條にも謳つてある。そこへ持つて來てわざ／＼「又は藥劑師に調劑させる場合は、」ということが書いてあります。これはどういう意味で二重に重複になつたのでありますか。ただ「但し」醫師、齒科醫師又は獸醫師が自己の処方せんににより自ら調劑する場合は、この限りでない。」と、こゝやつたらよかつた

りそうなのだと思いますが、何故にそこへ一つ余計なものが書いてあるのがありますか。

○政府委員(久下勝次君) 第二十二條の「薬剤師に調剤させる場合は」という言葉を入れた趣旨は、実は二十三条との関連があるのでございます。

二十三條で御覧頂きますように、「薬剤師は、薬局以外の場所、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。」「その但書が書いてございまして、いづれにいたしましても薬剤師は薬局以外のところ、第二十二條本文の「調剤してはならない。」ということになつたわけでありまして、そこで具体的に問題になりますのは病院等の薬室或いは薬局と称するところでありまして、これは法律的には従来とも薬局と認めておらないのであります。そういう意味合においてこれを書いてあるのでございます。

○小杉イ子君 今日まで醫者であつて、そして薬剤師でない人が調剤するということは、私には一向腑に落ちないこと、それから今まで醫者が処方せんを自分で書いて、それを醫者でもない娘とか妻とか息子達にさして一生終つた人も最近あります。そういうことがどうしてもでき易いと思ひますから、この醫者が薬剤師の資格を得るということは、薬なことであらうと思ひますから、受けられる方法をここに決められたら如何かと私は思つておりますが、どんなものでございましょうか。大學を出た人でさへも正規試験を受けなければならぬということになつておりますけれども、大學を出た方だつたらお薬であらうと思ひます。いつそ免許を受けさせることにならないものでしょうか。そして醫者が免許を受け

受けても自分で調剤をするという限定がなければならぬと思ひます。それから薬剤師を使うことができるのはよろしい。私は人口が殖えるので、職業の上からこれを言ひたいのであります。廣く深く職業を興えたいという意味から、一人が二つも三つも持つということとはやはりよろしくないと思ひます。資格があれば仕方がない、これ程いいことはないのですが、この文面をどうにか直すことはできないものでしょうか。こう思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 只今の御質問の問題は一應先程も申上げた趣旨と重複するのかもしれないと思ひますが、醫學と藥學との根本的な問題になるのでございまして、お話を徹底をいたしますと、醫學と藥學というものは一体となつて、而も同一人が十分これをマスターできるようなものであるという結論が出て参りません限りは、言えないことであると思ひるのでござい

ます。今日醫學のみを修習を致し、醫師たる資格を得ますのみで六・三・三の學校を出まして、更に二年間の予備教育を受け、醫師の本科四年をやりまして、その上更に一年間の実地修練をやつて、初めて醫師たる資格が生れることになつておるのであります。藥學は藥學で更に六・三・三のいわゆる大學教育は少くとも必要とされておるわけでありまして、それ程に藥學の分野も廣く且つ深くなつております次第でありまして、これを到底同一人が一人で修めてしまふということは、實際問題として不可能でございます。さうな意味合におきまして、醫師、齒科、醫師制度の外に薬剤師制度というものが生れておると考へておるのであります。

す。従つてやはりそういう意味においては薬剤師制度を獨立させる。而もその薬剤師が調剤という面において専門の知識、技能を持つておるといふ建前に制度がなつておりますので、さうに御了承を願ひます。

○中平常太郎君 本案につきましては、この程度で質問を打切つて、討論に入るこの動議を提出いたします。(質問はまだある。と呼ぶ者あり)

○姫井伊介君 二十三條の但書であります。これは今回の災害事、そういうときなども当然予想されておることと思ひますが、それは省令にさういうことをお入れになりますか。

○政府委員(久下勝次君) 入れるつもりでございます。これは大体今お話の災害の場合、或いは農村に巡回診療などを行いますときもあります。さうなときを考慮いたしております。

○理事(今泉政喜君) 私委員長席から政府に簡単に質問をいたします。第一八條に「委員会は大學の長及び教職員」云々とありますが、厚生大臣が大學の長を任命することができるといふことを、三十條の「醫藥品の強度」これは力價といふこと、どのくらい違ひがあるか、簡単によろしくござい

○政府委員(久下勝次君) 第一のお尋ねの委員の任命に關することでありまして、大學の長を委員として任命するのでございまして。従来もこの例はござい

ますし、差支ないものと考へております次第であります。次は三十條についてのお尋ねでございますが、強度と響きました意味は、お話の力價よりもつと廣い、力價を含む意味において考へておるつもりであります。

○姫井伊介君 第三十六條の二項の、二行目に「薬剤師を使用する者でなければ」とありますが、使用といふ意味がなつたりいたしません。多くは名義だけ薬剤師を雇つておるといふことにして置いて、事實はさうでない者に扱はれることがあるわけでありまして、毒藥、劇藥の場合は、ただ薬剤師を使用する者のみといふことで、扱ひは誰がされてもよいか、といふことについて伺ひたい。

○政府委員(久下勝次君) 薬剤師を使用するといふのは、現実的に薬剤師がそのことに當ることを期待して書いておるのであります。ただ単に名義だけのつもりではないのでござい

○姫井伊介君 第三十七條の、これらの文書に品名、数量などを入れなければならぬとありますが、その第三項におきまして「その日附の日から二年間」とありますが、日附の意味がなつたりいたしません。即ち品名、数量、使用の目的といふものは、往々帳簿書類になつておるのじやないか、綴込みの書類になつておる。それならばどの点を基準として二ケ年とするのですか。

○政府委員(久下勝次君) これは第一項にございまして譲渡の年月日から二ケ年といふつもりでございます。従いましてお話の通り、帳簿にそれを記載しておりまして場合には、その帳簿に最後のものが記載してあるときから、二ケ年間保存しなければならぬ。かような結論になると思ひます。

○姫井伊介君 第四十一條の八號のところでありまして、「疾病の状況により、又は幼児にとり」とありますが、なぜこれを乳幼児とされなかつたか。乳幼児も含まなければならぬと思ひ

のであります。その点は……

○政府委員(久下勝次君) 言葉の使い方が、或いは一般と違つたかも知れませんが、私共はこの言葉によつて乳児も含まれるつもりで書いております。

○姫井伊介君 一問一答の姿で、簡約するためにお許し願ひます。兒童福祉法その他におきましても皆乳幼児となつておりますし、厚生省關係としましては、その辺の觀念は一貫せられた方がいいと思ひます。

第四十七條第四行目に「その修繕若しくは改造を命じ」云々とありますが、これにはやはり資材が伴わなければ、ただ命ぜられただけで資材がないためにさういふことができなかったときには、いづ／＼な制裁を受けるというやうなことがあつては非常に困るのであります。従いましてさういふ場合には資材のことも考慮されますかどうか。

○政府委員(久下勝次君) 現在厚生省といたしましては、醫藥品關係で建築關係の資材も貰つておりますので、さうな命令によつてやらせまうやうな場合には十分考慮いたしたいと思つております。

○理事(今泉政喜君) それではこの程度において質疑を打切つてよろしうござい

○小杉馬君 大体皆さんから質疑があつたことと思ひますが、質問が重複する点は質問された方に改めて伺ひたいと思ひます。

この條文の中に醫藥の販賣業者、製造業者も「毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失ふ」と相成つておりますが、第六條の薬剤師の免許はこれを修正してあり

ますけれども、製造業者の方の届出はこれをこの法律通りに取られることに相成るのであります。この手数料その他は如何になつておりますか、先ずお伺いいたします。

○政府委員(久下勝次君)

お話の通りに免許証の更新と、薬局、藥品製造業の登録とは大分趣旨が違ふと思つておるのであります。その意味合いにおきましてこれは登録そのものを更新しなければ効力を失うということにいたしております。この手数料につきましてはまだ確定はいたしておりませんのであります。私共としていよいよ行政手数料でありますから、できるだけ安いものにしたいと思つております。

○小林勝馬君 それから御質問せられたことと思つて、四十條のホの「用具であつて、その使用が保険上危険を生ずる虞があるもの」の御説明を伺いたいと思つてます。

○政府委員(久下勝次君) この項に該当いたします典型的なものは、有害、避妊用器具などを指しておるのであります。

○小林勝馬君 それから只今姫井委員から御質問がありました四十七條の問題でございますが、これは五十八條におきまして「五千円以下の罰金に処する」と相成つておりますが、只今政府当局の御説明では考慮するといふお言葉でございます。例へば從來いふところ出ている法律によつて設備の改善その他をするやうに御命令になつたもので、未だそういう資料関係は何ら考慮されておらないのでございますが、この点は如何よな考慮を拂われま

○政府委員(久下勝次君) 考慮するといふ程度に申上げました趣旨は、実は非常に故意に修繕を怠つたり、或いは登録のときの基準をその従において變えてしまつておるといふような場合と、或る程度善意な場合と、區別いたさなければならぬと思つて申上げたのであります。それから同時に私共の一應分けられております資料には限りがございますので、かような場合にすべて裏付けができますかどうか、今日のところ自信が持てませんので考慮すると申上げたのであります。結論といたしましては善意のものであり、こちらがそれを命令しなければならぬといふような事態になりましたものについてではできるだけやりたいと思つて、悪意を以てこれをやらなかつたといふようなものにつきましては、又別個の制裁をしなければならぬと思つておるのであります。

○小林勝馬君 大体その他の点は御質問があつたといふお話でございますが、質疑者から承ねることにはいたしまして私の質問を終わります。

○草薙隆圓君 藥事法に対する質疑は以上を以て終結されたいという趣旨で、直ちに討論に入られたいという動議を提出いたします。

○賛成(「質疑打切に異議なし」討論)と呼ぶ者あり

○理事(今泉政喜君) 別に質疑もないやうでありますから、この法律案につきまして討論に移ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○小杉イ子君 私は醫藥分業ということになりましてから、一般に職業を興えるという意味から、薬剤師が盛んに

薬局を開設し、一人で収益を得るやうな感じを持つておりましたが、第二十条に一條に藥局を開設する者は、みづから薬剤師で、その藥局を管理するのでなければ、一人薬剤師を置かねばならぬ、こういう項がございまして、誠にこれはよい項であると思つております。

次に第二十二條は厚生大臣の許可のある者といふことを明らかにして頂くことは、醫藥分業上から大變よろしいことと思つて、醫師の許可であるといふことを明らかにして、そして必らず醫師が調剤する、こういう條項を一つ決めて頂きたいと思つております。それによつて賛成したいと思つております。

○姫井伊介君 今の小杉さんのは修正案らしいですが、如何ですか。

○小杉イ子君 修正でなくて、希望でございます。

○谷口彌三郎君 私は原案に賛成をいたす者でございます。特に衆議院において修正されました案に対して、例えは免狀の更新など或いは試験の科目の配置などは最も結構なことであると思つて賛成するのであります。尙この際一つ希望を申上げて置きたいのは、この薬剤師法を見ますと、薬剤師の身分なるものが出ておらず、薬剤師の身分を近く近い將來に薬剤師の身分法を作つて頂きたいといふことを、希望を述べて原案に賛成をいたします。

○中平常太郎君 只今谷口委員から、衆議院から送附された修正入りと同調し、残余は原案御賛成の御意見が述べられました。私も谷口委員の修正を認められた賛成意見に対して賛成いたします。

○草薙隆圓君 私も衆議院修正送付によるこの藥事法に賛成いたします。ただ私はこれの實施に當つて二三の希望を附加して賛成するものであります。それは本法案の提案理由に、大臣なりその他から詳しく述べられましたように、この法案を直ちに見まするときには、從來の藥事に対する國家の方針が診療は醫師、調剤は薬剤師という方針が、如何にもぼやけたようになりはしないかといふことを恐れたのであります。その國家の方針は嚴然といわゆる診療は醫師、調剤は薬剤師という方針は崩さない、ます／＼それをできるだけ早い機会に完成するやうにするといふお話でありましたので、第一その点は強く政府の方針に期待をいたすのであります。

第二の問題は、第六條において衆議院の修正案の原文におきましては、年々十二月三十一日まで更新をしなければその効力を失ひ、併し効力を失つてもそれは薬剤師の免許に対する効力ではなくてその表現の形式についての効力であつて、その後更に薬剤師は免許証の再下附なり、或いはその登録の証明書を請求した場合において、いつでも厚生大臣はこれを交付する、そして從來の持つておる仕事には何ら差支ないといふことを前提にいたしまして、本案に賛成いたします。

○井上なつみ君 私もなるべく近い將來におきまして、薬剤師の身分に関する法案が制定せられるように希望を申添えてこの案に賛成いたします。

○理事(今泉政喜君) 外に御意見はありませんか。

○小林勝馬君 私は政府当局の御答弁を信頼いたしまして、先程からいろいろ

る質疑のあつた点も今後十分取り入れられるものと思つて、この法案に賛成する者であります。(「採決」と呼ぶ者あり)

○藤森眞治君 今修正案に賛成の御意見と、それから原案に賛成の方とあるやうに取れるやうですが、そこをちゃんと御整理なさつて……

○理事(今泉政喜君) では討論は終結したものと認めますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(今泉政喜君) 御異議ないものと認めます。これより採決をいたします。藥事法案を衆議院送付案通り可決することに賛成の御方の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○理事(今泉政喜君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本會議における委員長の前報告の内容は、本院規則第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本法案の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして、御承認願うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(今泉政喜君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○理事(今泉政喜君) 署名洩れはございませぬか、署名洩れないと認めます。それでは二時まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時三十五分開会

○委員長(塚本重蔵君) 休憩前に引續いて委員会を再開いたします。國家公務員共済組合法案を議題に供します。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。ちよつとお語りいたします。質疑の途中ではありますが、日本赤十字社副社長の伊藤謙二君がお見えになつておりますから福井地方の震災の状況に関する対策についての説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。では伊藤さんどうぞ。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。では引續きの法案について質疑を續行いたします。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。他に御発言もなければこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○草葉隆國君 私は本案に賛成はいたしますが、本案の内容に改善を要する点がある。もつと内容を民主化する必要がありますので、次の國會に改正する前提のもとに賛成いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 他に御発言はございませぬか……別に御発言もないようですから、これより採決をいたします。

國家公務員共済組合法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(塚本重蔵君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本院規則第四百四條の規定による諸般の手續は委員長に御二任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。

次に本院規則第七十二條によりまして本案を可とされた方は順次御署名を願います。

〔多数意見者署名〕

○委員長(塚本重蔵君) 署名洩れはございませぬか……署名洩れないと認めます。

次に理容師法の一部を改正する法律案を議題に供します。提案者衆議院議員榊原享君の説明を求めます。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
谷口彌三郎君

委員

宮城タマヨ君

内村 清次君

河崎 ナツ君

中平常太郎君

三木 治朗君

草葉 隆田君

中山 壽彦君

木内キヤウ君

小林 勝馬君

藤森 眞治君

井上なつゑ君

小杉 イ子君

姫井 伊介君

小川 友三君

榊原 享君

衆議院議員

國務大臣

政府委員

厚生大臣 竹田 儀一君

厚生事務局

久下 勝次君

説明員

厚生事務局(醫務局長)

厚生事務局(醫務局長)

中村 翁君

日本赤十字社副社長

伊藤 謙二君

六月二十八日本委員會に左の事件を付託された。

一、國家公務員共済組合法案(第百二十三号)(予備審査のための付託は六月十九日)

一、醫師法案(第百十八号)

一、保險婦助産婦看護婦法案(第百十九号)

一、齒科衛生士法案(第百二十号)

一、齒科醫師法案(第百二十一号)

(予備審査のための付託は六月二十二日)

一、醫療法案(第百二十二号)(予備

審査のための付託は六月二十三日)
一、理容師法の一部を改正する法律案(衆第八号)(予備審査のための付託六月二十五日)

昭和二十三年十一月十二日印刷

昭和二十三年十一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局